

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成23年8月4日(2011.8.4)

【公表番号】特表2006-512956(P2006-512956A)
【公表日】平成18年4月20日(2006.4.20)
【年通号数】公開・登録公報2006-016
【出願番号】特願2004-565934(P2004-565934)
【国際特許分類】

A 4 4 B 18/00 (2006.01)

【F I】

A 4 4 B 18/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年6月15日(2011.6.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気絶縁性プラスチックからなる平面的基材と、
前記平面的基材の一方の面から張り出した多数の面ファスナー要素と、
前記平面的基材のうち前記面ファスナー要素とは反対の面に配置された回路と、を備え

、
前記回路は、電気導体路と、電子部品と、を有し、
前記電気導体路が前記平面的基材上に形成され、
前記電子部品が前記平面的基材に直接又は前記電気導体路を介して固定され、
前記電気導体路および前記電子部品が厚膜技術または薄膜技術で前記平面的基材に被着されて前記平面的基材に一体化されており、
前記電子部品が集積半導体部品を有し、
前記集積半導体部品が電子データ記憶装置を有し、
前記電子データ記憶装置に非接触式にデータを書き込むことができ、
前記電子データ記憶装置に記憶された前記データを非接触式に読み出すことができることを特徴とする、面ファスナー部品。

【請求項2】

前記電子部品が前記平面的基材の上におよび/または内に配置されていることを特徴とする、請求項1記載の面ファスナー部品。

【請求項3】

前記電子部品が、前記平面的基材に積層された他の基材上に固定されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の面ファスナー部品。

【請求項4】

前記回路が電気式センサおよび/または電子式センサを有することを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項記載の面ファスナー部品。

【請求項5】

回路動作の電気エネルギーが電磁場によって非接触式に前記回路に入力可能であり、このため前記回路が少なくとも1つの受信コイルを有することを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項記載の面ファスナー部品。

【請求項6】

前記回路が薄膜技術または厚膜技術のエネルギー溜を有することを特徴とする、請求項1～5のいずれか1項記載の面ファスナー部品。

【請求項7】

前記平面的基材および/または前記面ファスナー要素が熱硬化性プラスチック、熱可塑性プラスチック、ポリマープラスチックまたはアクリルプラスチックから製造されていることを特徴とする、請求項1～6のいずれか1項記載の面ファスナー部品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】発明の名称

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【発明の名称】回路を有する面ファスナー部品

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

この課題は、例えばフック、茸頭片またはループ等の多数の面ファスナー要素を有する面ファスナー部品であって、面ファスナー部品が熱可塑性プラスチックから製造される平面的基材を有し、面ファスナー要素が基材の少なくとも一方の面から張り出しているものにおいて、面ファスナー部品が回路を有し、この回路が少なくとも1つの電気部品および/または電子部品を有し、回路が基材の面ファスナー要素とは反対の側面上に配置されていることによって解決される。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

面ファスナー部品と読出ステーションとの間での情報伝送に必要なエネルギーは電磁場によって非接触式に面ファスナー部品内の回路に入力することができる。このため回路が少なくとも1つの受信コイルを有し、この受信コイルは例えば相応に構造化された導体路によって形成しておくこともできる。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

選択的にまたは補足的に回路はエネルギー溜、特に、電池または充電可能な蓄電池の態様の電気化学的エネルギー溜を有することができる。選択的にまたは補足的に容量式またはその他のエネルギー溜も利用することができる。エネルギー溜も主に薄膜技術または厚膜技術で実施されており、面ファスナー部品は全体として僅かな厚さを有する。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

図 1 は本発明に係る面ファスナー部品 1 を備えた面ファスナーの横断面図である。面ファスナー部品は行と列とに規則的に配置される多数の面ファスナー要素 2 を有し、面ファスナー要素は平面的基材 3 と一体に熱可塑的に成形可能なプラスチックから形成されており、基材 3 の一方の面 4 から斜めに、主に直角に張り出している。面ファスナー要素 2 とは反対の面上に面ファスナー部品 1 が回路 5 を有し、図示実施例においてこの回路は導体路 6 の態様の電気部品も集積半導体部品 7 の態様の電子部品も有する。

【誤訳訂正 7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 6】

図 4 は本発明の第 4 実施例を示す。図の中央に配置された本発明に係る面ファスナー部品 3 0 1 の面ファスナー要素 3 0 2 とは反対の面に回路 3 0 5 が配置されており、この面でもって面ファスナー部品は強固かつ脱離不能に繊維布カバー 3 1 4 に固定されており、この布カバーは例えば車両シートパッドのカバー用に使用することができる。面ファスナー要素 3 0 2 とは反対の面上に面ファスナー部品 3 0 1 は相突接する導体路 3 0 6 a、3 0 6 b を有する。面ファスナー部品 3 0 1 は面ファスナー要素 3 0 2 を利用して繊維布カバー 3 1 4 と一緒に脱離可能にパッド部品 3 1 5 に固定可能であり、このためパッド部品は相応する他の面ファスナー部品 3 0 9 を有する。